



平成 22 年 5 月 31 日

各 位

会社名 : 株式会社UKCホールディングス
(コード: 3156 東証第一部)
代表者名: 代表取締役社長 福寿 幸男
問合せ先: 取締役 経理部門担当 山川 良三
(TEL: 03-3491-6575)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 6 月 29 日開催予定の第 1 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条 (目的) につきまして、所要の変更をします。
- (2) 機動的な配当政策を図るため、剰余金の配当などを取締役会決議により行うことが可能となる旨を規定する変更案定款第 40 条 (剰余金の配当等の決定機関) を新設、現行定款第 40 条 (中間配当) の削除を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。</p> <p>(以下省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、<u>次の事業を営むこと</u>、ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第 40 条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<u>(中間配当)</u> 第40条 当社は、取締役会の決議によって、中間配 当(会社法第454条第5項に定める剰余金の配当 をいう。)をすることができる。	(削 除)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 22 年 6 月 29 日 (火曜日)

定款変更の効力発生日 平成 22 年 6 月 29 日 (火曜日)

以 上